

墨田区男女共同参画に関する調査結果報告書／概要版

調査の概要

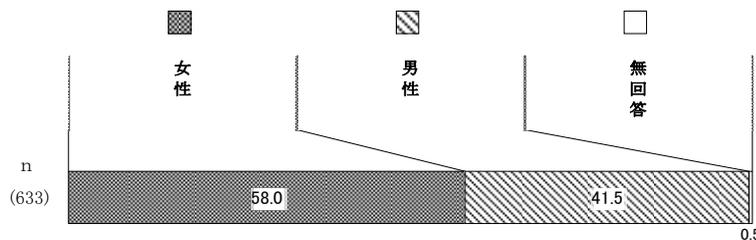
本区は、平成17年に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定し、男女共同参画社会の実現をめざして、さまざまな施策に取り組んでいます。このたび、「墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）」（平成31年度～平成35年度）の策定にあたり、区民の皆様の御意見を施策に反映させるための基礎資料として「墨田区男女共同参画に関する調査」を実施しました。

調査対象・調査方法・回収結果

調査地域	墨田区全域
調査対象	満20歳以上80歳未満の区民
標本数	2,000人
抽出法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収調査
調査時期	平成29年7月28日～8月17日
有効回収率	31.7%

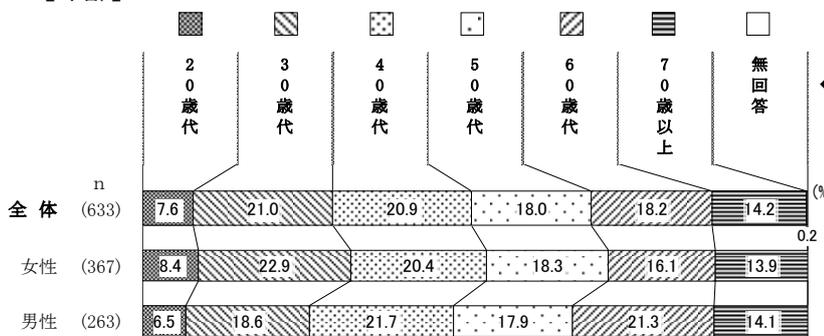
回答者の属性

【性別】



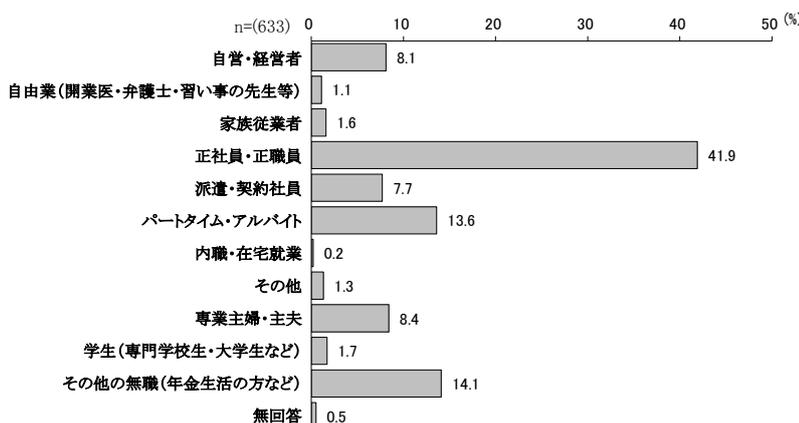
◆性別は、女性が58.0%、男性が41.5%です。「無回答」(0.5%)は性別を回答しなかった割合です。

【年齢】



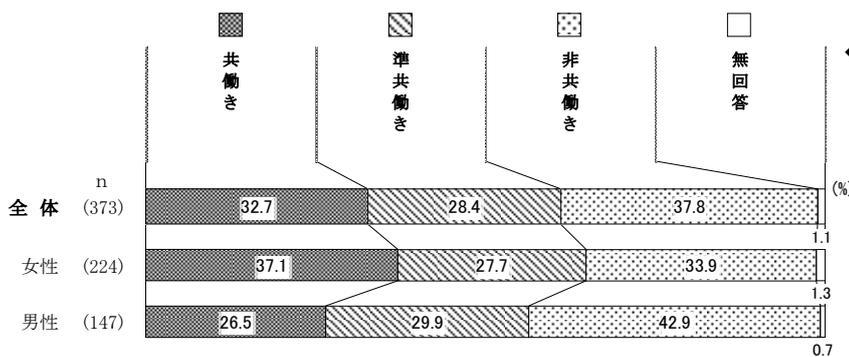
◆年齢は、全体では、30歳代、40歳代が20%台、50歳代、60歳代、70歳代は10%台、20歳代は最も低く10%を下回ります。

【回答者の就業状況】



◆「正社員・正職員」が41.9%と最も高くなっています。類型化すると、“自営・自由業”が10.8%、“会社等に勤務・在宅就業”が64.7%、“無職・学生”が24.2%です。

【共働き状況】



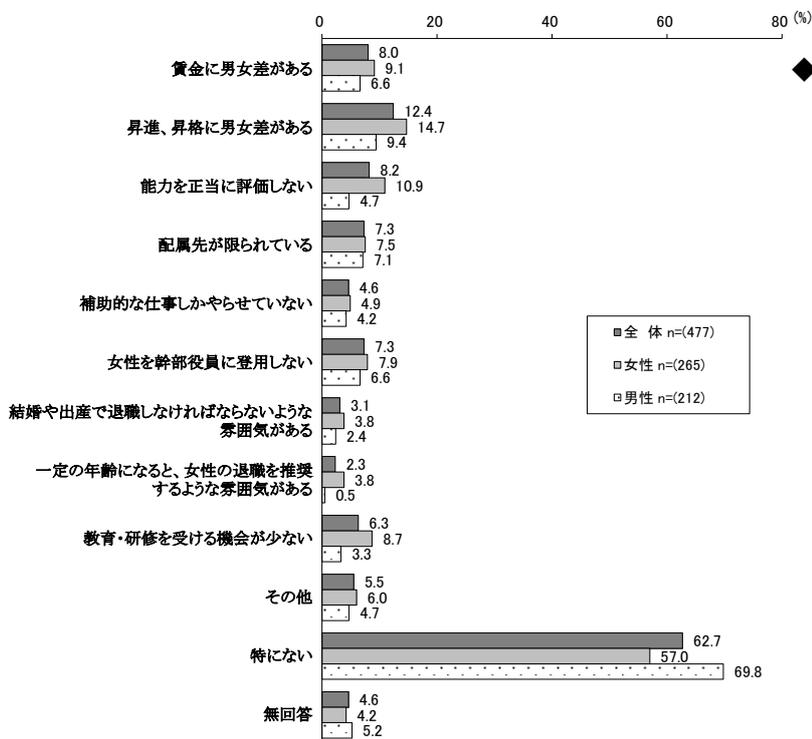
◆回答者と配偶者の就業形態によって共働き状況の区分を行った結果、全体では「共働き」が32.7%、「準共働き」が28.4%、「非共働き」が37.8%となります。

注：「共働き」は、回答者もその配偶者も正社員など“常勤的な就業形態”「準共働き」は、回答者かその配偶者のどちらか、あるいは両方とも派遣やパートなどの“非常勤的な就業形態”。「非共働き」は、回答者かその配偶者のどちらか、あるいは両方とも専業主婦・主夫、学生や年金生活者など無職の方となります。

□回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で表示しています。
 □百分率は少数第2位を四捨五入しました。したがって比率の合計が100%にならない場合があります。
 □問と問の関係をみるクロス集計では、表側（縦列）は「無回答」を除いています。
 □カテゴリ（選択肢）の比率を合計して比較する場合、小数点第2位を四捨五入しているため、グラフ上の数値を合計したものと一致しないことがあります。

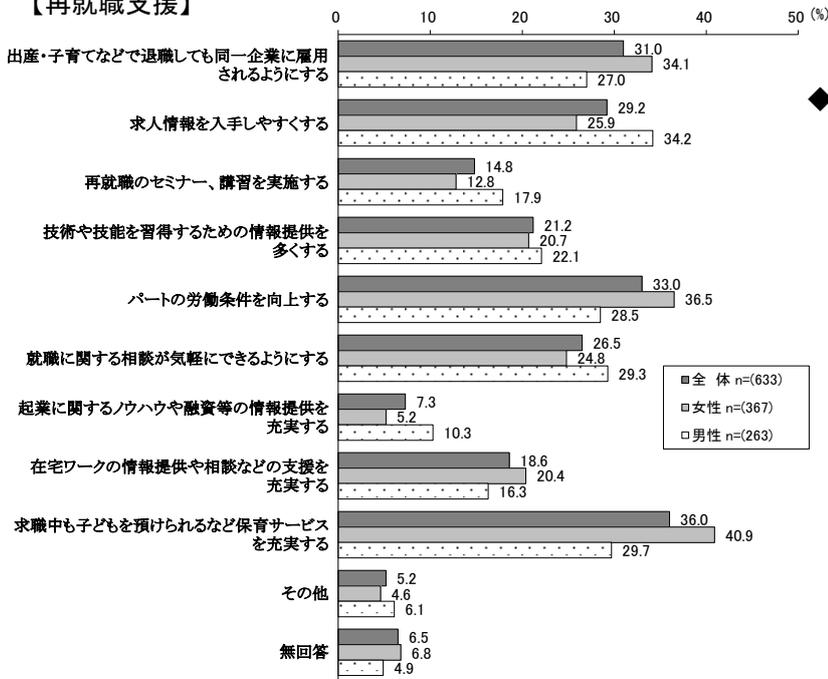
1 職業について

【女性の職業環境について】



◆職場での女性の仕事内容、待遇の男女差は、「特になし」が最も多くなっています。女性は、「昇進、昇格に男女差がある」、「能力を正當に評価しない」など、すべての項目で男性に比べて数値が高くなっています。

【再就職支援】



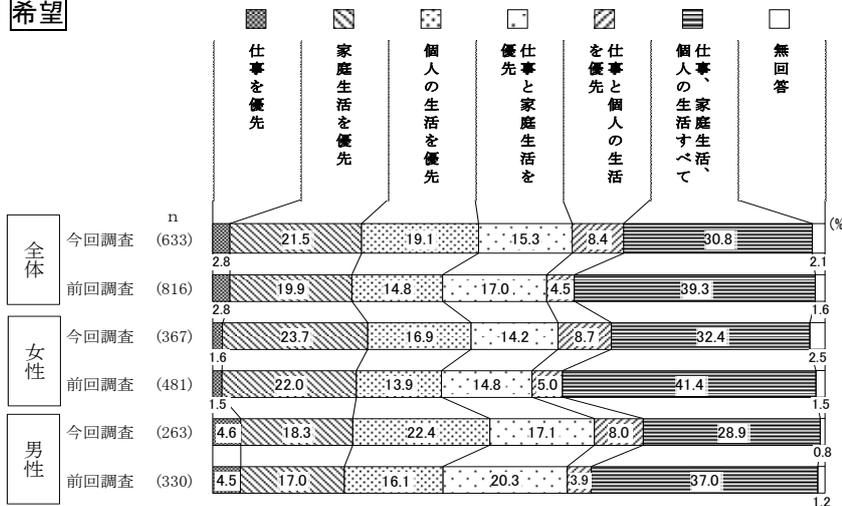
◆全体では、「求職中も子どもを預けられるなど保育サービスを充実する」「パートの労働条件を向上する」と続いています。男性で最も多い回答は「求人情報を入手しやすくする」であり、女性は「パートの労働条件を向上する」、「出産・子育てなどで退職しても同一企業に雇用されるようにする」の回答も多くなっています。

■女性の就業環境については、昇進、昇格、評価などの基準の明瞭化や女性の幹部役員への登用や教育・研修の積極的な取り組みの必要性が考えられます。

2 ワーク・ライフ・バランスについて

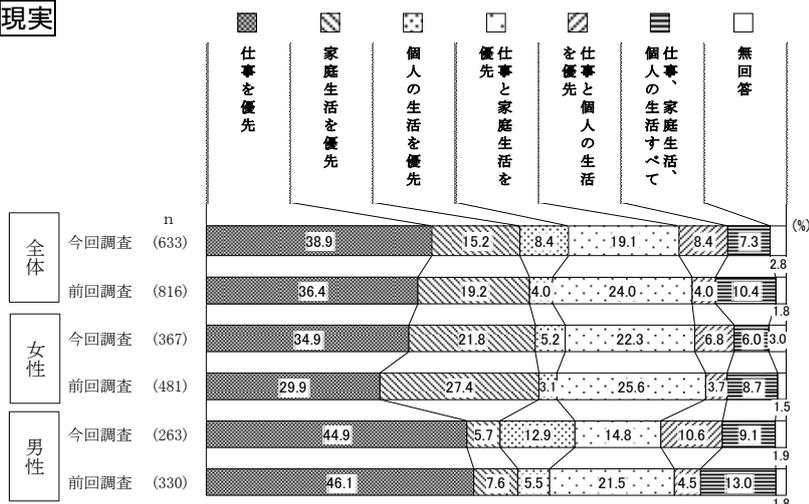
【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実】

希望



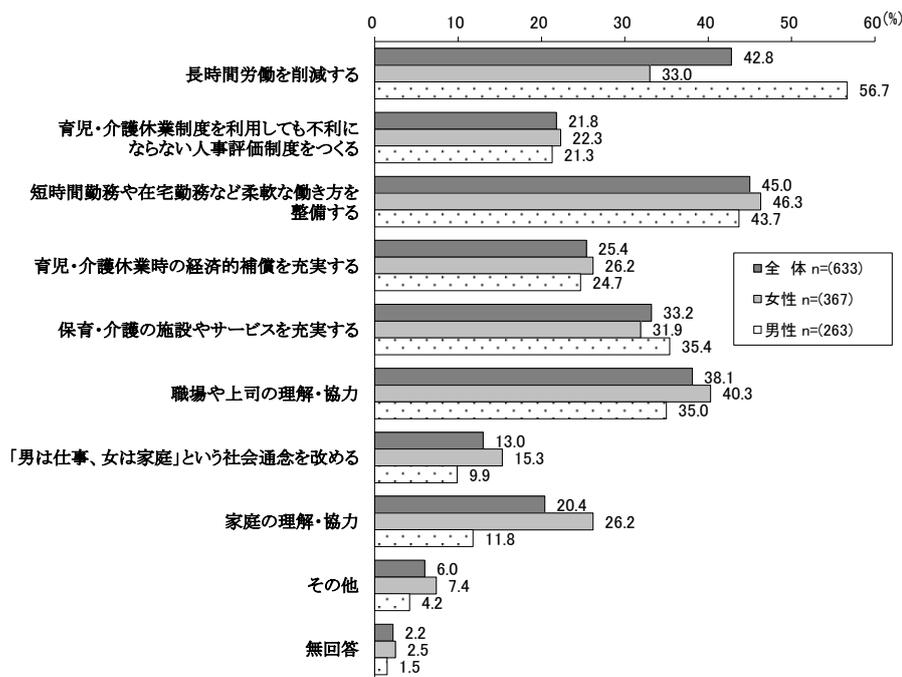
◆希望は、前回調査と比較して「個人の生活優先」、「仕事と個人の生活を優先」が増加

現実



◆現実には、前回調査と比較して「仕事を優先」「個人の生活を優先」が増加、「仕事と家庭生活を優先」、「家庭生活を優先」が減少

【ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なこと】

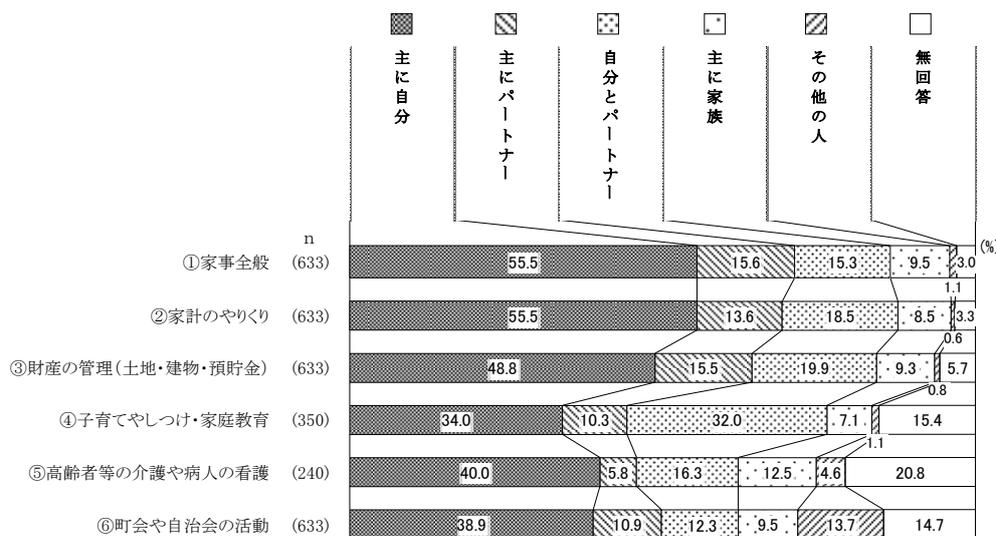


◆全体では、「短時間勤務や在宅勤務など柔軟な働き方を整備する」を挙げた方が最も多くなっています。続いて女性は「職場や上司の理解・協力」が多く、男性は「長時間労働を削減する」を挙げた方が最も多くなっています。

- 男性も女性もワーク・ライフ・バランスの意識は高まっています。
- 育児・介護に関する人事評価や保育・介護の施設やサービスの充実面での整備の促進が反映されていることがうかがえます。一方、長時間労働の削減や柔軟な働き方などの働き方の整備が求められており、特に男性の意識が高まっています。

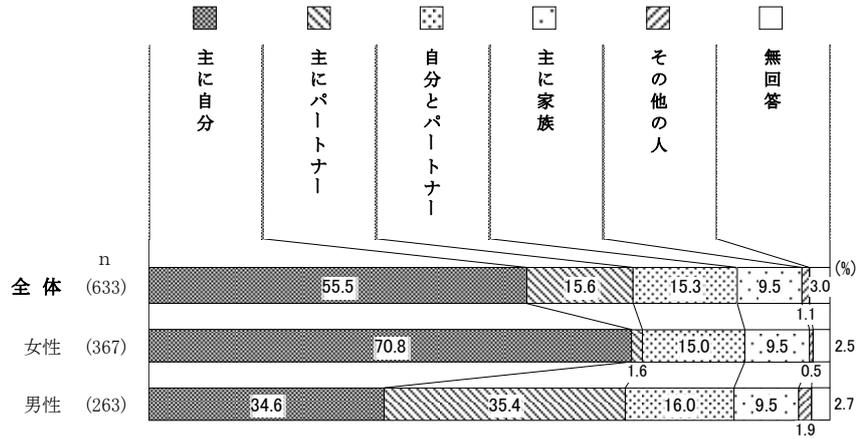
3 家庭生活について

【家庭生活における分担の状況】

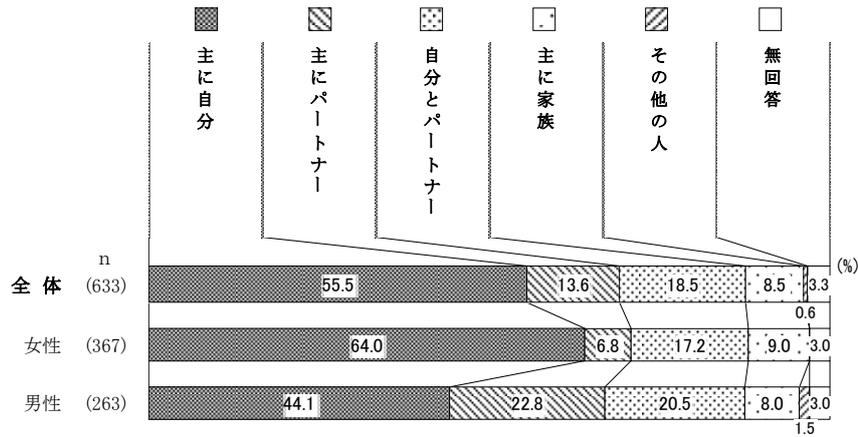


◆すべての項目で「主に自分」が多く、『家事全般』と『家計のやりくり』で55.5%にのびます。『子育てやしつけ・家庭教育』では、「主に自分」と「自分とパートナー」で差がありません。

①家事全般

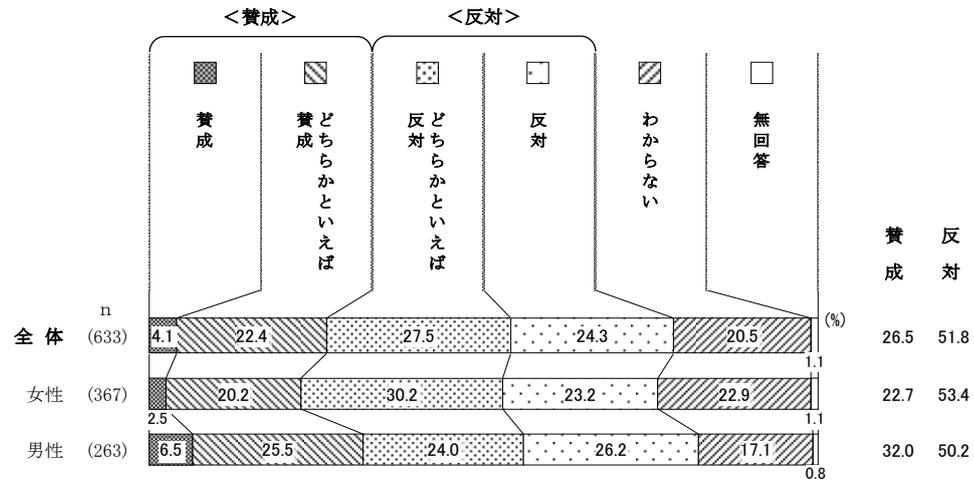


②家計のやりくり



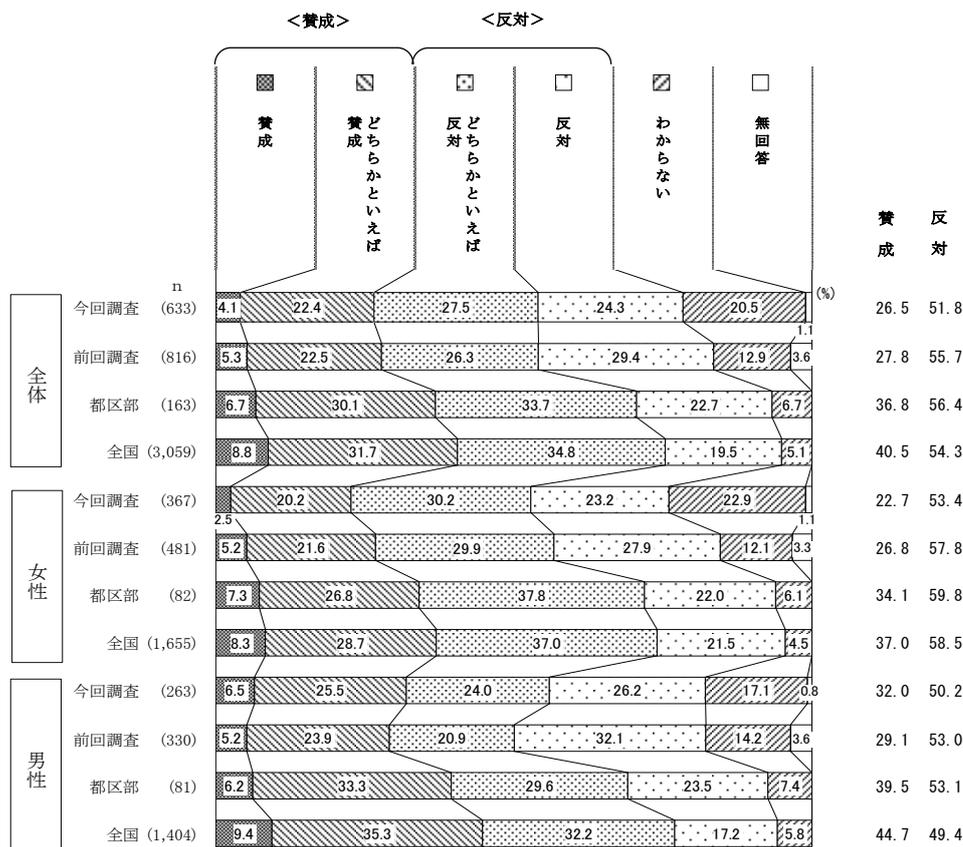
- ◆家事全般について、女性は「主に自分」がしているとの回答が多く、男性は「主に自分」がしているとほぼ同じ割合で、「主にパートナー」がしていると回答しています。
- ◆家計のやりくりについて、女性は「主に自分」がしているが多く、男性は「主に自分」が多く、「主にパートナー」「自分とパートナー」はほぼ同じ割合です。

【性別役割分担意識（性別で役割を固定化する考え方）】



- ◆反対が51.8%と、賛成26.5%を大きく上回ります。反対は女性がやや多くなっています。

【性別役割分担意識について】（世論調査による都区部・全国との比較）

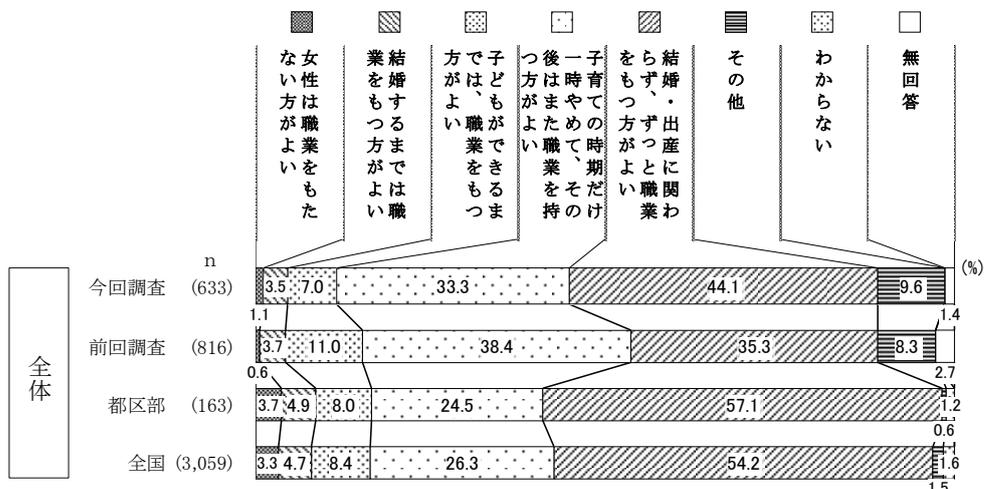


◆前回調査と比較して、反対は減少しています。都区部及び全国に比べると、賛成は男女とも少なく、反対は都区部に比べ女性はやや少なく、男性は都区部に比べあまり差がありません。

■性別役割分担には男女ともに過半数が反対しており、性別役割分担意識の解消は進みつつあると思えるが、強い反対意識がわずかに減少していることや「わからない」が増加していることは、今後継続して性別役割分担意識の解消に向けた啓発が必要であると考えられます。

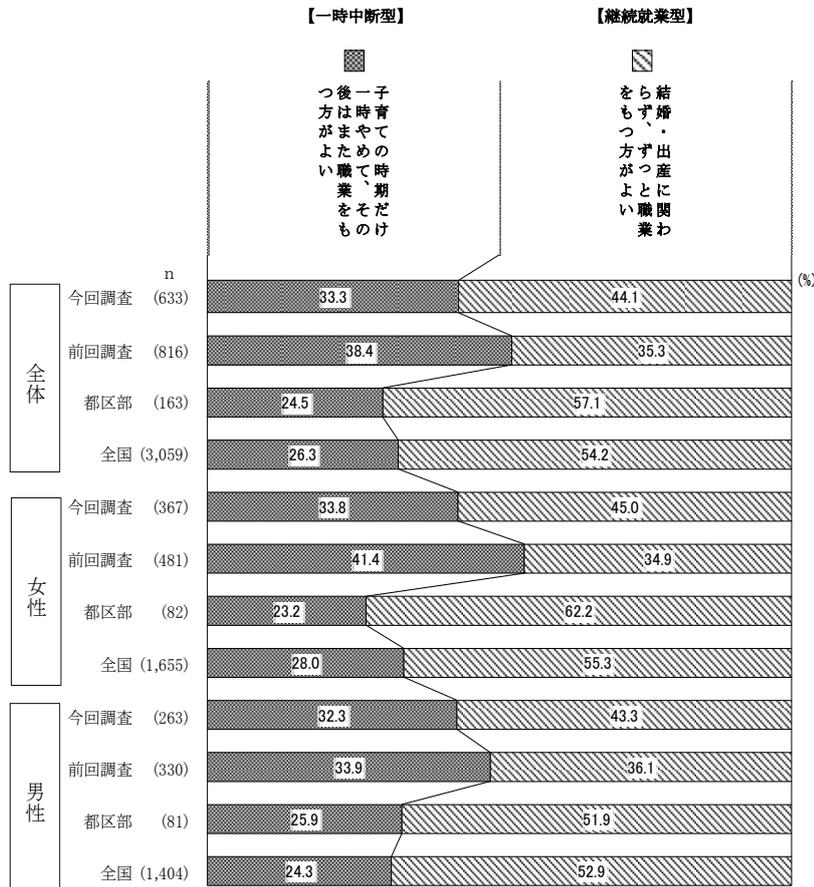
4 女性の就労・活躍推進について

【女性の就労について】（都区部・全国、前回調査との比較）



◆前回調査より、「結婚・出産に関わらず、ずっと職業をもつ方がよい」は増加し、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた職業をもつ方がよい」が減少しています。都区部、全国より、「結婚・出産に関わらず、ずっと職業をもつ方がよい」は低く、「子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた職業をもつ方がよい」は高くなっています。

【女性が職業をもつことについて】（都区部・全国、前回調査との比較）

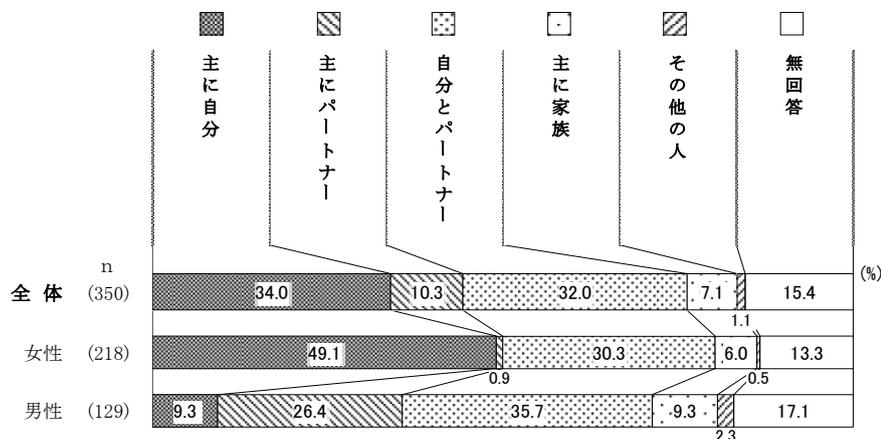


◆前回調査より、【一時中断型】は減少し、【継続就業型】は増加しています。

- 職場の活性化、女性の活躍推進の観点からも制度等の周知や環境改善の促進を図るために、事業所への情報提供や啓発が必要です。
- 就労継続型の増加は、男女共同参画の考え方の促進が図られていることがうかがえます。女性が結婚・出産等を経験しながら働きたいという働き方への意識が高まっているとみられます。

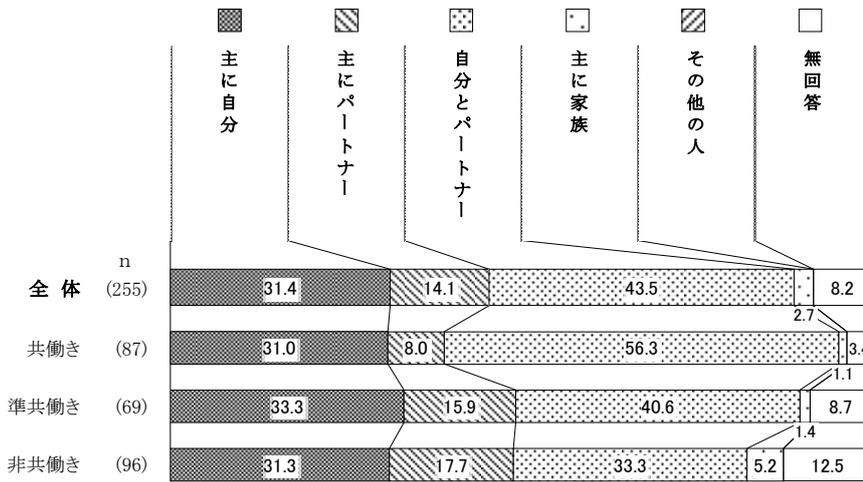
5 子育て・教育について

【育児やしつけ・家庭教育の家族内の分担状況】



◆女性は「主に自分」が 49.1%と「自分とパートナー」(30.3%) を上回っています。一方、男性は「自分とパートナー」が 35.7%と「主に自分」(9.3%) を上回り、男女で逆転しています。

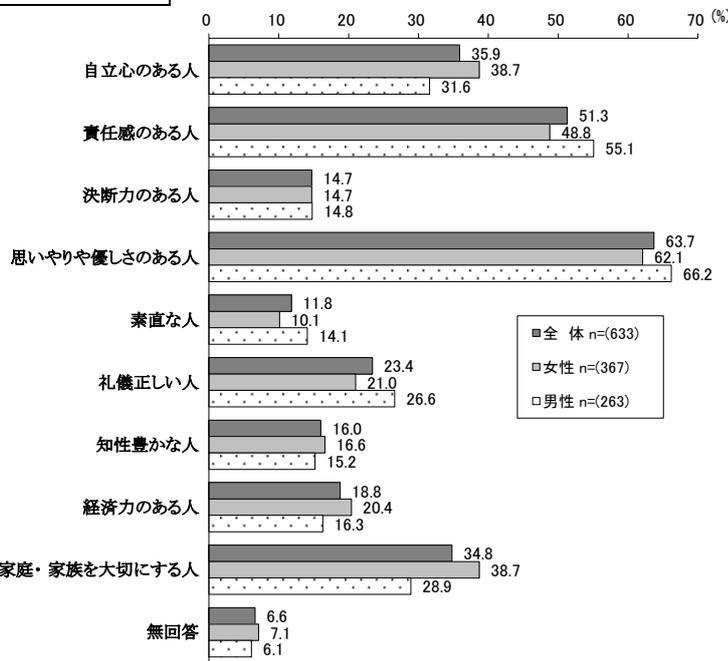
【働き方状況による育児やしつけ・家庭教育について夫と妻の分担状況】



◆共働き、準共働き、非共働きとも、「自分とパートナー」が最も高くなっています。中でも共働きは最も高く 56.3%となっています。

【家庭の教育方針】

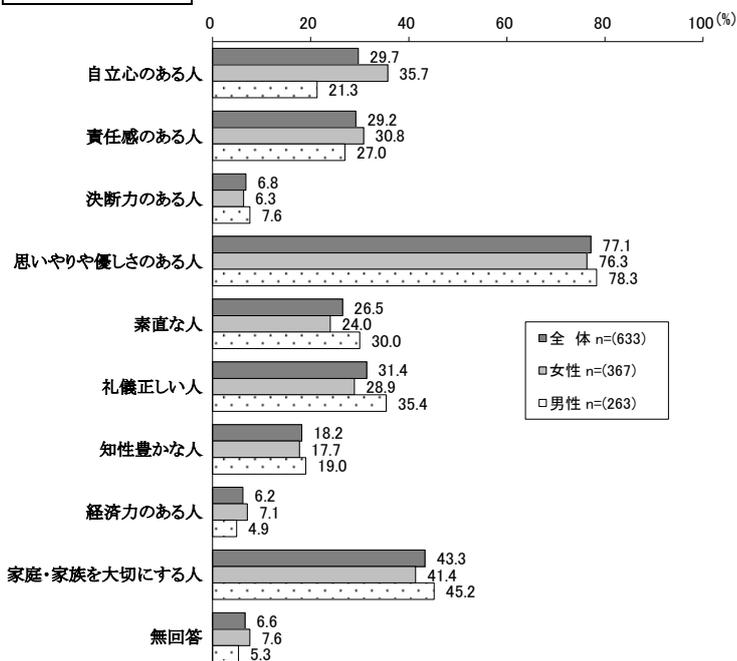
男の子に対して



◆家庭教育で重視することは、“思いやりや優しさ”が最も多くなっています。

◆男の子には、責任感、自立心、家庭・家族の大切さを求める傾向がみられます。

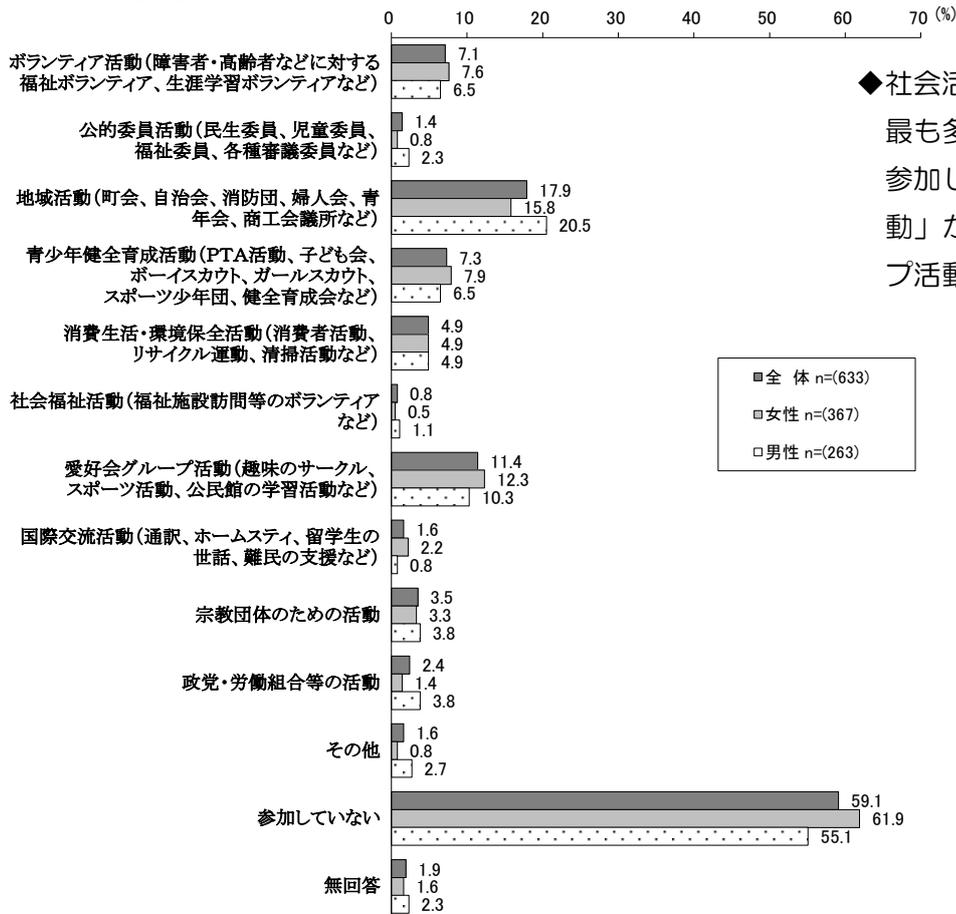
女の子に対して



◆女の子には、家庭・家族の大切さ、礼儀正しさを求める傾向があります。

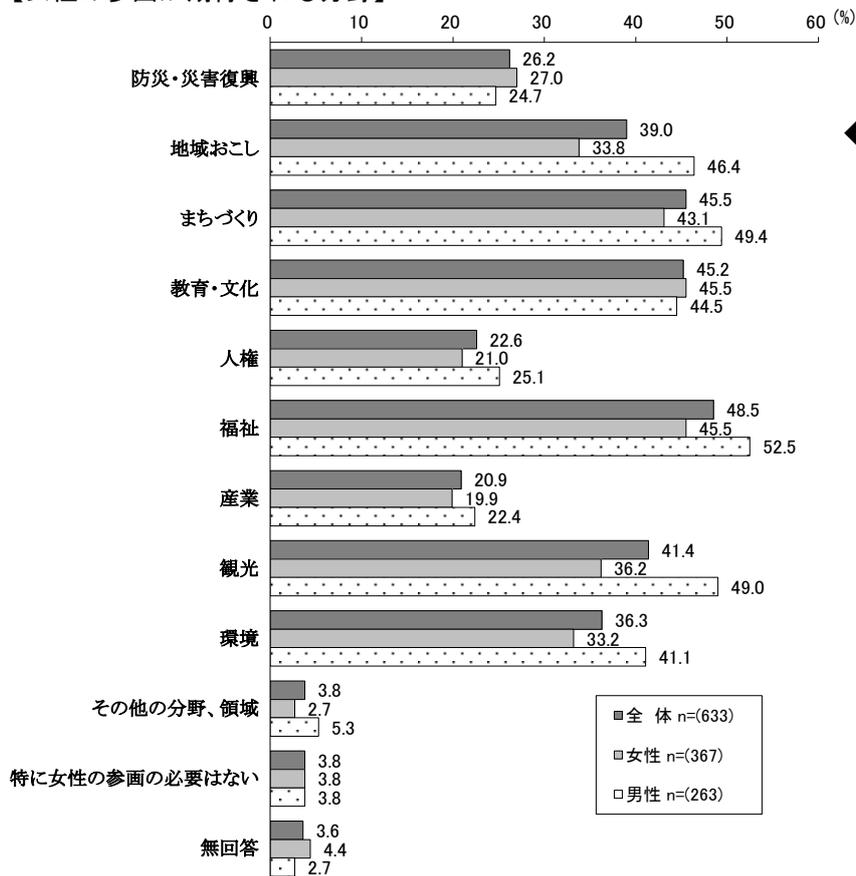
6 社会活動について

【社会活動の参加状況】



◆社会活動に「参加していない」が最も多く、50%を超えています。参加している社会活動は「地域活動」が最も多く、「愛好会グループ活動」が続いています。

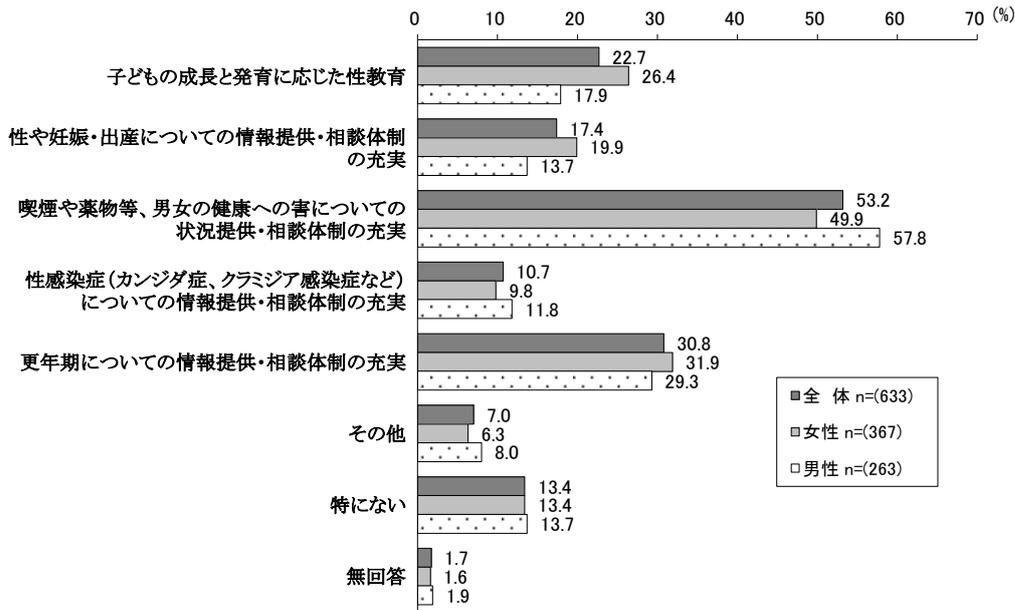
【女性の参画が期待される分野】



◆区の政策で女性の参画が求められる分野・領域として、「福祉」が最も多く、次に、「まちづくり」、「教育・文化」、「観光」(40%台)と続きます。さらに、環境、地域おこし(30%台)、防災・災害復興、人権、産業(20%台)などがあがり、様々な分野で女性の参画が期待されていることがわかります。

7 女性の健康

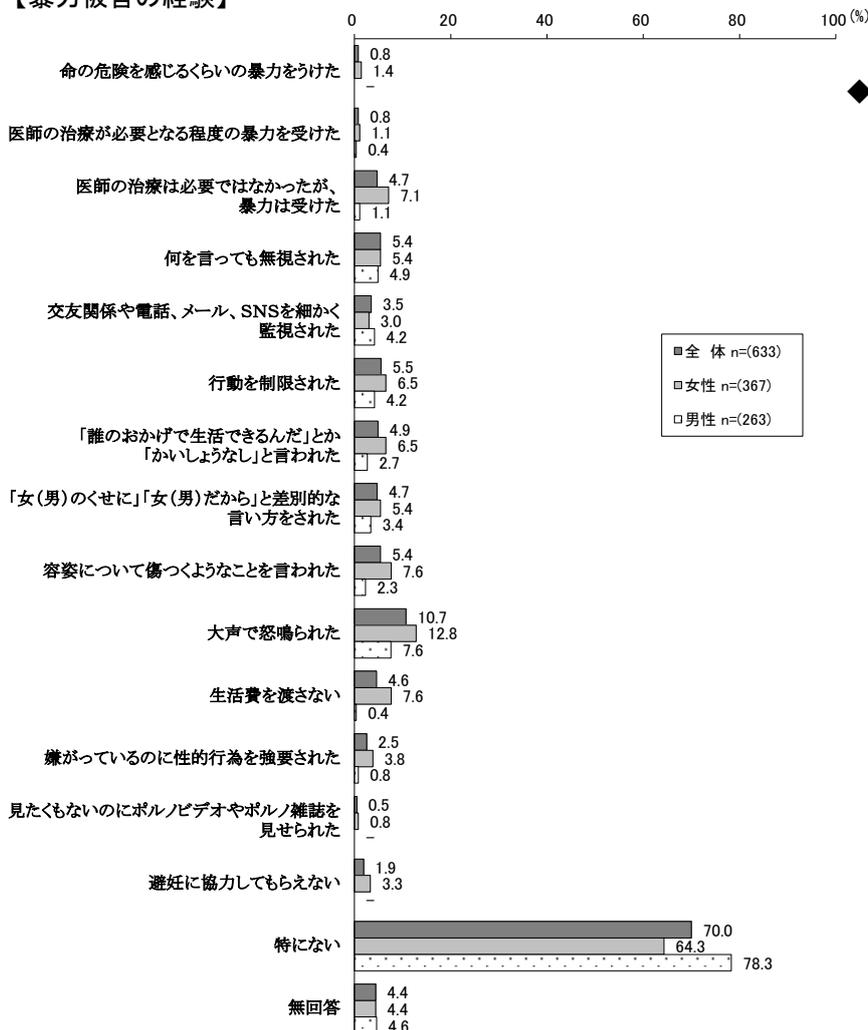
【性や妊娠・出産の自己決定に必要な施策】



◆性や妊娠・出産の自己決定に必要な施策について、「喫煙や薬物等、男女の健康への害についての状況提供・相談体制の充実」が最も多くなっています

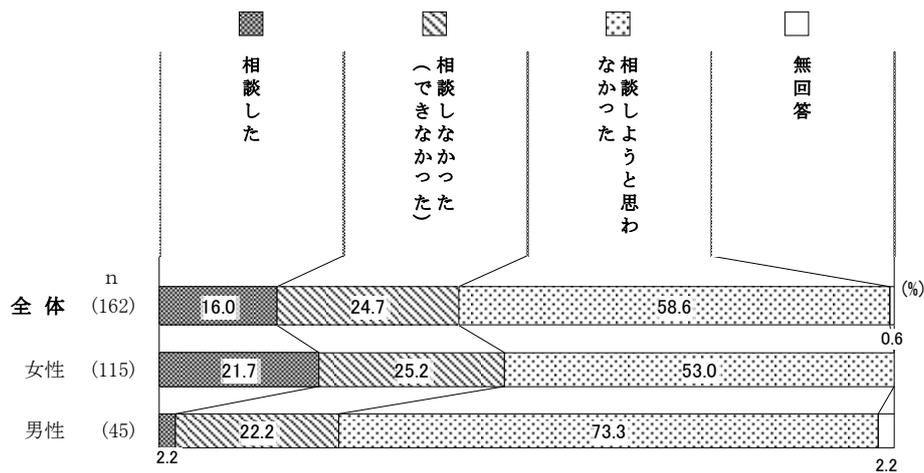
8 人権問題について

【暴力被害の経験】

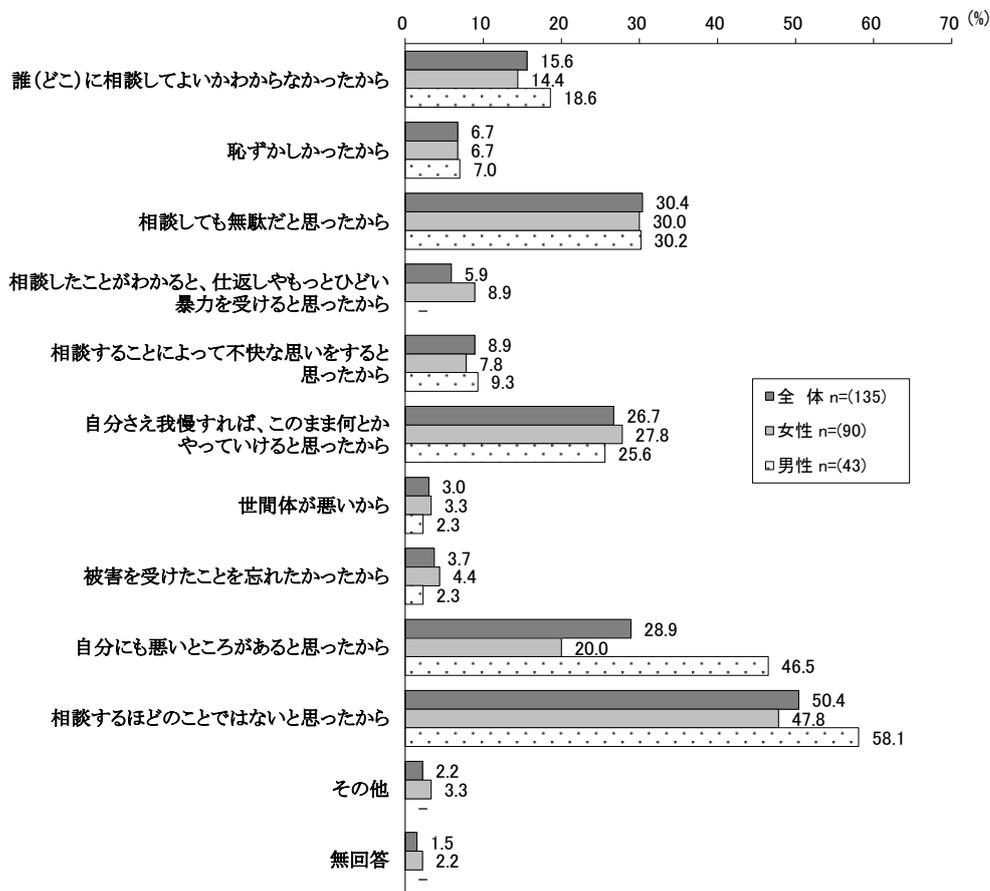


◆男女ともに「特にない」が一番多くなっています。一方、不愉快な経験は、男性が2割半ばに対し、女性は約4割と、女性の方が不愉快な経験を多く受けています。女性が受けた不愉快な経験には、「異性に身体をさわられた」「差別的な言い方をされた」、「容姿について傷つくようなことを言われた」などが挙げられています。

【被害の相談状況】



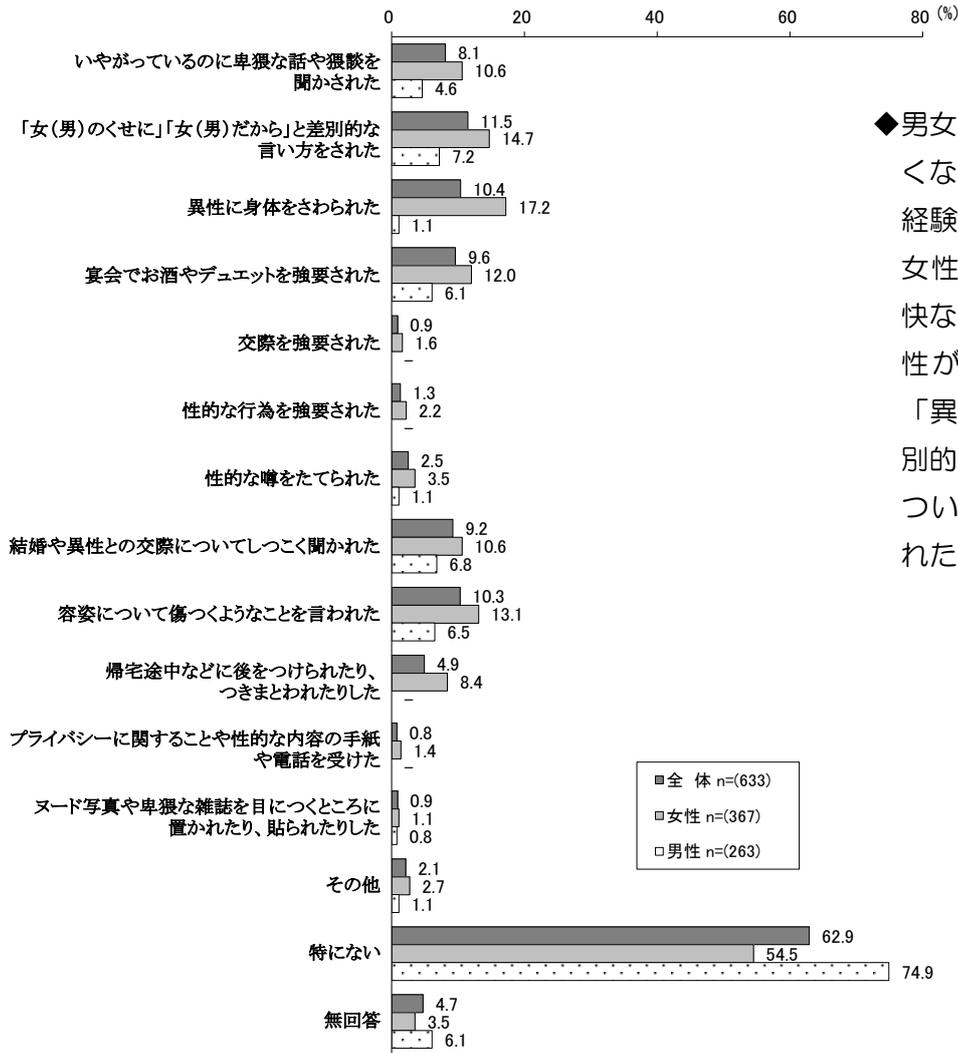
【相談しなかった (できなかつた)・相談しようと思わなかつた理由】



◆「相談しようと思わなかつた」が最も多くなつています。相談しなかつた・相談しようと思わなかつた理由は、男女ともに「相談するほどのことではないと思つたから」が最も多く、男性は、「自分にも悪いところがあると思つたから」が多くなつています。

9 セクシュアル・ハラスメント

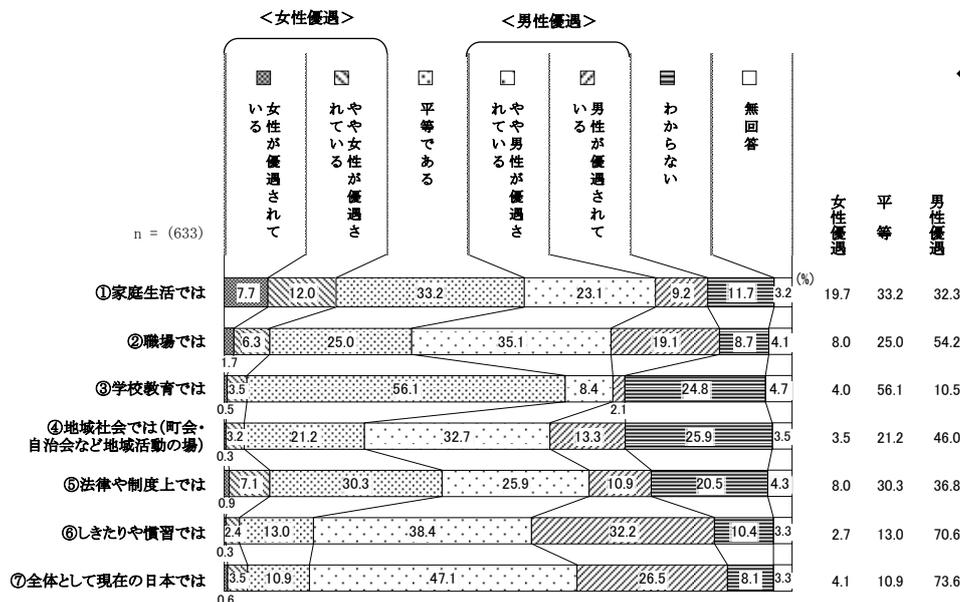
【セクシュアル・ハラスメントの経験】



◆男女ともに「特になし」が一番多くなっています。一方、不愉快な経験は、男性が2割半ばに対し、女性は約4割と女性の方が不愉快な経験を多く受けています。女性が受けた不愉快な経験には、「異性に身体をさわられた」「差別的な言い方をされた」、「容姿について傷つくようなことを言われた」などが挙げられています。

10 男女平等について

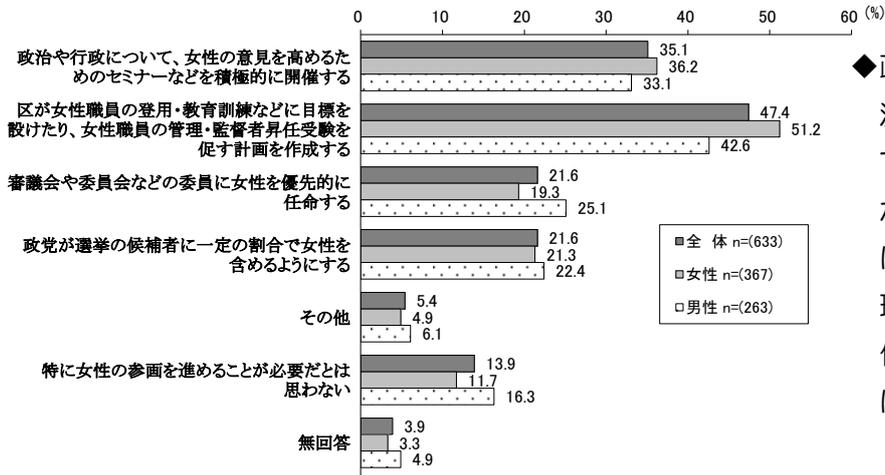
【各分野の男女の地位】



◆“女性優遇”は『家庭生活』(19.7%)、“平等”は『学校教育』(56.1%)が第一位です。“男性優遇”は『全体としての現在の日本』(73.6%)と『しきたりや慣習』(70.6%)が他を引き離しています。

■『全体として現在の日本では』で「男性優遇」が7割を占めるなど社会全体の男女共同参画の実現度も低いことから、啓発をはじめとした継続的な取組が必要であることが考えられます。

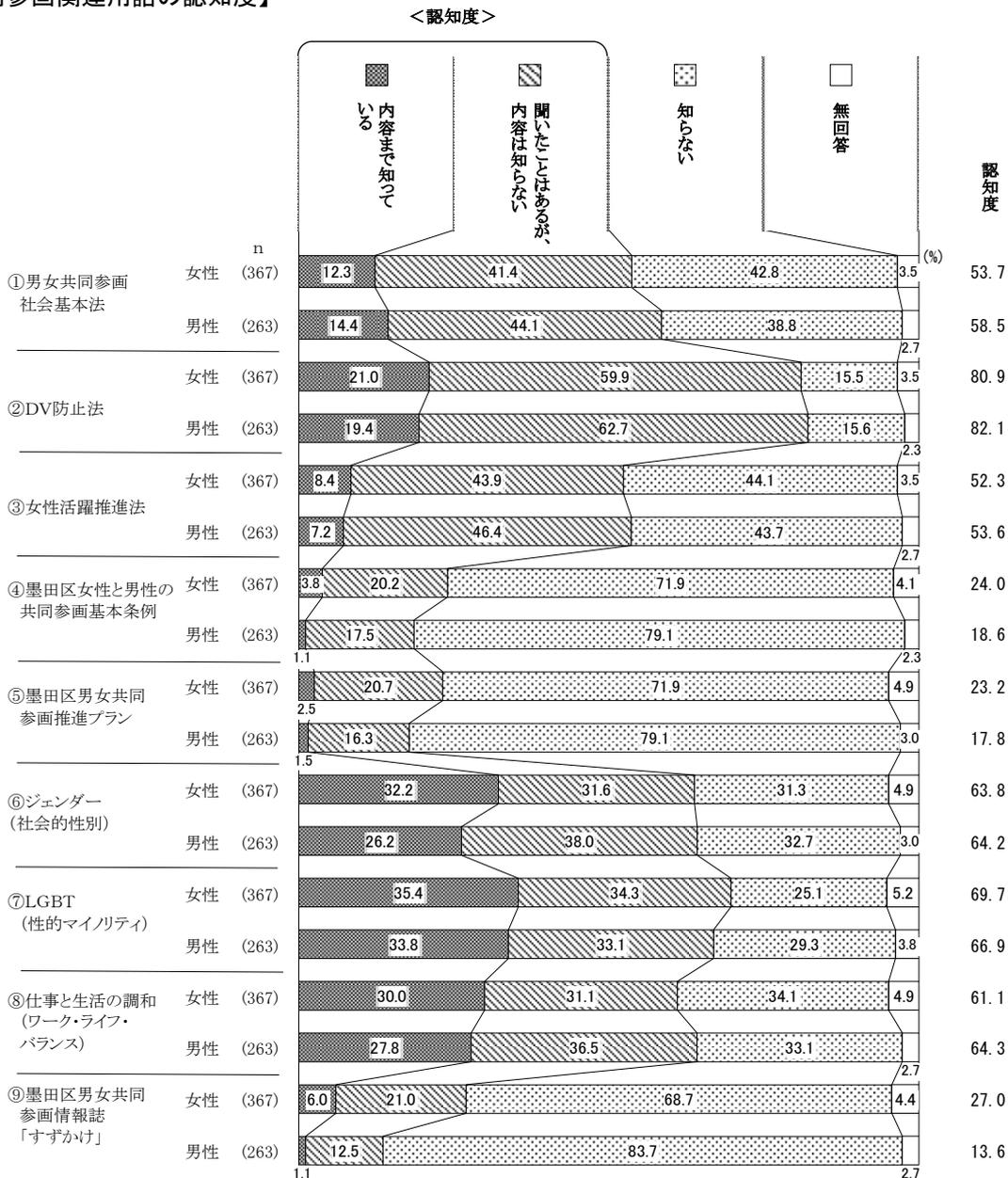
【区の方針決定過程への女性の参画促進】



◆政治や行政において、企画や方針決定の過程で女性の参画を進めていくために必要なことは、「区が女性職員の登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任受験を促す計画を作成する」が最も多く、50%弱にのびります。

11 男女共同参画用語の認知度

【男女共同参画関連用語の認知度】



◆『DV防止法』が最も認知度が高く、「内容まで知っている」は約2割です。『墨田区女性と男性の共同参画基本条例』の認知度も21.7%となっています。

【男女共同参画関連用語】

●「男女共同参画社会基本法」とは

男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する根拠となる法律です。平成 11 年 6 月に公布、施行されました。

●「DV防止法」とは

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です（平成 16 年公布、施行）。「配偶者」には婚姻の届出をしていない「事実婚」を含むほか男性、女性の別を問いません。また、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。「暴力」は身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。

●「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」とは

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律です（平成 27 年公布、施行）。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。※常時雇用する労働者が 300 人以下の民間企業等にあっては努力義務です。

●「墨田区女性と男性の男女共同参画基本条例」とは

男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画社会の形成の基本理念を定め、区、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定める条例で、平成 18 年 4 月に施行しました。名称を「男女」ではなく、女性の地位と活躍を重視し「女性と男性」としている点が特徴です。

●「墨田区男女共同参画推進プラン」とは

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」に基づく「行動計画」として、区の男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するための骨格になるものです。

●「ジェンダー（社会的性別）」とは

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といい、国際的にも使われています。

●「LGBT（性的マイノリティ）」とは

LGBT（L：女性の同性愛者（Lesbian，レズビアン）G：男性の同性愛者（Gay，ゲイ）B：両性愛者（Bisexual，バイセクシュアル）T：性同一性障害（Transgender，トランスジェンダー）の頭文字をとった総称です。

●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」とは

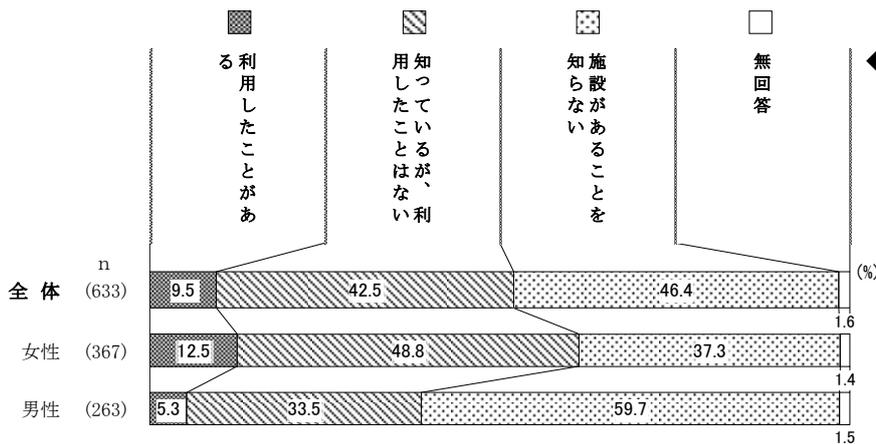
仕事と生活の調和のことです。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、ライフステージに応じた多様なライフスタイルを選択・実現できるようになることをいいます。

●「墨田区男女共同参画情報誌『すずかけ』」とは

すみだ女性センターで活動する、公募区民による編集委員が企画・取材・編集した特集記事を中心とした冊子で、年 2 回発行しています。

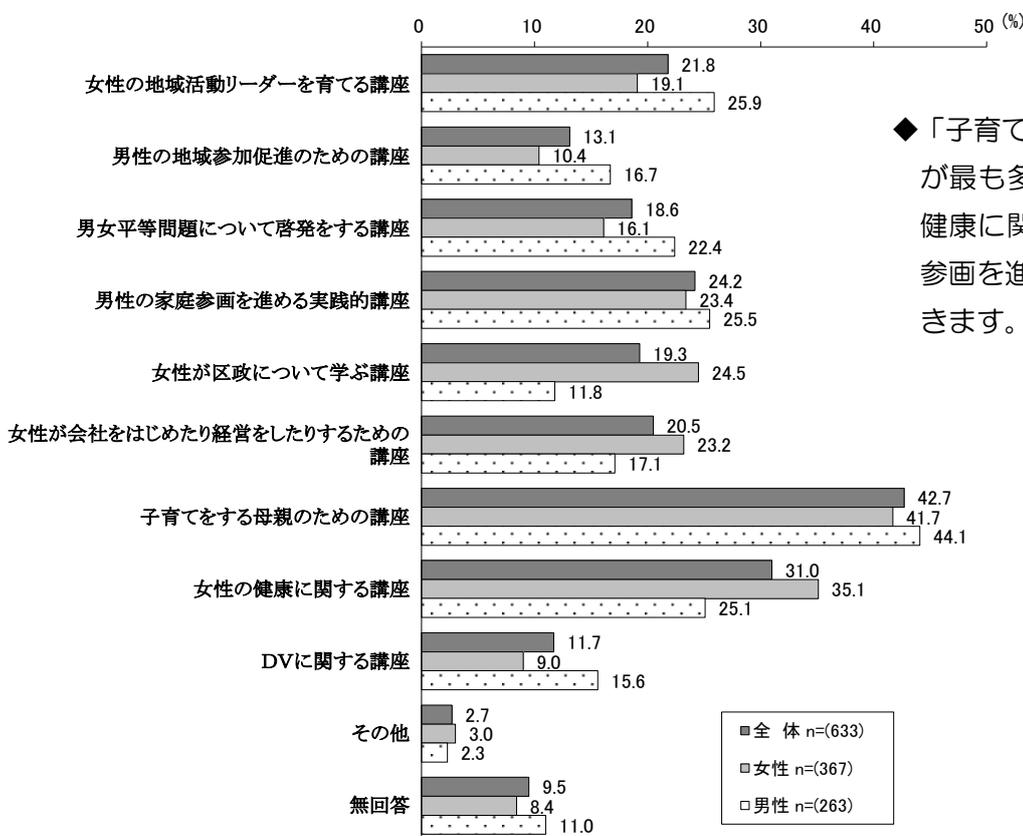
12 すみだ女性センターについて

【すみだ女性センターの認知度】



◆全体で、「利用したことがある」「知っているが、利用したことはない」を合すると半数以上がすみだ女性センターを認知しています。

【すみだ女性センターで重点的に行うべき講座】



◆「子育てをする母親のための講座」が最も多くなっており、「女性の健康に関する講座」「男性の家庭参画を進める実践的な講座」が続きます。



すみだ女性センター

すみだ女性センター（愛称「すずかけ」）は、男性・女性を問わず広く社会に目を向け、自覚を持って地域活動を進める区民の場として、平成2年7月に開館しました。現在、すみだ女性センターでは、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、意識啓発や人材育成、講演会の開催、団体活動の支援等を行っています。一時保育付きの講座もあります。是非ご利用ください。

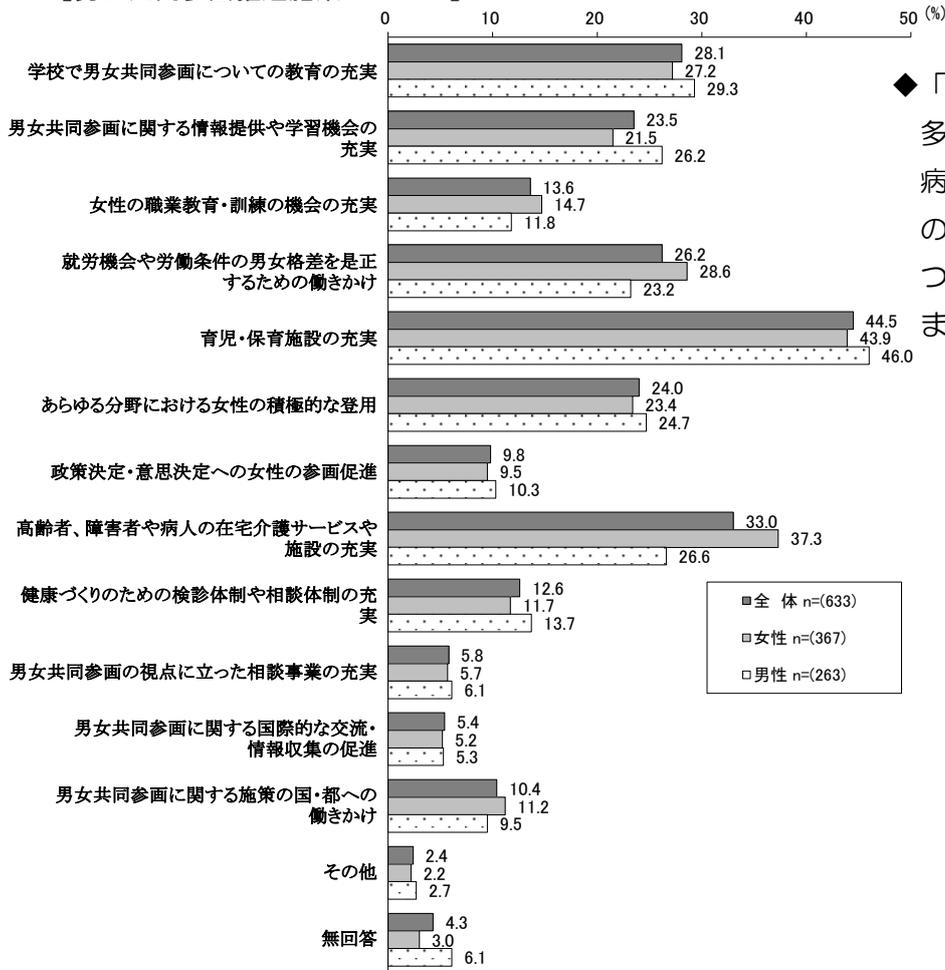
住所：墨田区押上 2-12-7-111 電話：03-5608-1771／ファックス：03-5608-1770

すみだ女性センターでは、『女性のためのカウンセリング&DV相談』を行っています。専門のカウンセラーが、女性の持つさまざまな悩みを解決するお手伝いをします。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。（利用は無料、予約制）

電話：03-5608-1771

13 男女共同参画推進にあたって必要な施策

【男女共同参画推進施策について】



◆「育児、保育施設の充実」が一番多く、次に、「高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」「学校で男女共同参画についての教育の充実」と続いています。

<男女別ランキング>

(%)

順位	女性		男性	
1	育児、保育施設の充実	43.9	育児、保育施設の充実	46.0
2	高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実	37.3	学校で男女共同参画についての教育の充実	29.3
3	就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ	28.6	高齢者、障害者や病人の在宅介護サービスや施設の充実	26.6
4	学校で男女共同参画についての教育の充実	27.2	男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実	26.2
5	あらゆる分野における女性の積極的な登用	23.4	あらゆる分野における女性の積極的な登用	24.7
6	男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実	21.5	就労機会や労働条件の男女格差を是正するための働きかけ	23.2
7	女性の職業教育・訓練機会の充実	14.7	健康づくりのための検診体制や相談体制の充実	13.7
8	健康づくりのための検診体制や相談体制の充実	11.7	女性の職業教育・訓練機会の充実	11.8
9	男女共同参画に関する施策の国・都への働きかけ	11.2	政策決定・意思決定への女性の参画促進	10.3
10	政策決定・意思決定への女性の参画促進	9.5	男女共同参画に関する施策の国・都への働きかけ	9.5
11	男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	5.7	男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	6.1
12	男女共同参画に関する国際的な交流・情報収集の促進	5.2	男女共同参画に関する国際的な交流・情報収集の促進	5.3

墨田区男女共同参画に関する調査結果報告書（概要版）

平成30年3月

発行：墨田区総務部人権同和・男女共同参画課

東京都墨田区吾妻橋1-23-20

電話：03-5608-1111（代表）

